

# 島田市公共施設マネジメントの取組の推進に関する基本的な考え方



平成26年 8 月

島 田 市

## ～ 目 次 ～

### 1 はじめに

- (1) 公共施設に関する社会的認識 . . . . . 1
- (2) 国の動向 . . . . . 1
- (3) 地方の動向 . . . . . 1
- (4) 島田市におけるこれまでの取組 . . . . . 3
- (5) 策定趣旨 . . . . . 4

### 2 島田市の公共施設の現状及び将来予測

- (1) 現状の把握 . . . . . 5
- (2) 修繕・更新費用等の見込み . . . . . 6

### 3 「島田市公共施設マネジメント」の概要

- (1) 目的 . . . . . 8
- (2) 対象となる公共施設及び事業 . . . . . 8
- (3) 取組の柱～5つの行動指針～ . . . . . 8

### 4 取組の推進に当たり留意すべき事項

- (1) 課題のある公共施設について . . . . . 11
- (2) 新地方公会計制度との連動について . . . . . 12
- (3) 広域的な取り組みについて . . . . . 12

### 5 スケジュール

- (1) 短期スケジュール . . . . . 13
- (2) 長期スケジュール . . . . . 13

## 1 はじめに

### (1) 公共施設に関する社会的認識

市民生活や社会経済活動を支えるさまざまなインフラは、高度成長期以降に全国的に集中して整備されました。

これらのインフラの老朽化については、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル事故を契機とした社会的な関心の高まりを受け、今後急増する老朽インフラを戦略的に維持管理・更新する必要性が認識されるようになりました。

### (2) 国の動向

国は、平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」の中で、「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である」との認識を示しました。

また、同日閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」では、成長戦略の実行・実現のためのプランのひとつである「戦略市場創造プラン」の中で、一定の戦略分野が見込めるテーマのひとつとして「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」を選定し、この中で「インフラ長寿命化基本計画の策定」を国の当面の主要施策として掲げました。

これらを踏まえて行われた関係省庁間の協議を経て、平成25年11月29日、国の「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。この中では、各地方公共団体が「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定すること等が明記されました。

こうした一連の動きを受け、平成26年4月22日、総務大臣から各地方公共団体に対し、国の動きと歩調を合わせ、速やかに「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定に取り組むよう要請がありました。

この「公共施設等総合管理計画」は、総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものとして位置付けられています。

### (3) 地方の動向

#### ① 「公共施設白書」作成等の取組

一方、地方においては、平成23年頃からいわゆる「公共施設白書」を作成する動きが急速に広まり、平成25年度末の時点で137の地方公共団体が作成済となっています。

表1 インフラ老朽化に関する国の取組経過

時期	概要	詳細
H24. 12. 2	中央自動車道笹子トンネル事故	天井板の崩落により9人が死亡。
H25. 1. 21	「社会資本の老朽化対策会議」設置（国土交通省）	「国民の命を守る」観点から、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進するための施策を検討し、着実に実施していく目的で設置。
H25. 3. 21	「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」策定（国土交通省）	今後3か年にわたり講ずべき措置として、緊急点検、基準・マニュアルの策定・見直し、情報整理、長寿命化計画の策定等を提示。
H25. 6. 5	安倍総理が「内外情勢調査会」でのスピーチにおいて「インフラ長寿命化基本計画」について言及	「インフラ分野での民間の力の活用」に関し、建設後50年以上を経過する施設が今後20年で加速度的に増えることに鑑み、最新技術を活用しコストを抑えながら安全性の向上を図る「インフラ長寿命化基本計画」を平成25年秋に取りまとめると言明。 さらに、基本計画に基づき具体的な行動計画を策定することにも言及。
H25. 6. 14	「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」閣議決定	インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であると指摘。
	「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」閣議決定	「安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会」を目指すための取組として、インフラ管理の在り方・方向性、将来に向けたロードマップを盛り込んだ「インフラ長寿命化基本計画」の策定を明記。
H25. 10. 4	「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」設置	関係府省庁が情報・意見を交換し連携を図るとともに、必要な施策を検討・推進するために設置。 〈議長〉内閣官房副長官補〈副議長〉国土交通省総合政策局長 〈構成員〉各省審議官、官房長、局長等
H25. 10. 16	第1回インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議	これまでの経緯を踏まえ、計画策定の意義、検討範囲、施策の体系について協議
H25. 11. 29	第2回インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議	<b>「インフラ長寿命化基本計画」を決定。</b> 各府省庁から地方公共団体に対して「行動計画」及び「個別施設計画」の策定を要請するよう明記。
H25. 12. 12	「平成26年度予算編成の基本方針」閣議決定	「インフラ長寿命化基本計画」に基づき計画を策定する地方公共団体の支援を明記。
H25. 12. 16	地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見」	地方財政の健全化に資する取組として「公共施設の総合的な管理による老朽化対策の推進」を明記。
H25. 12. 24	総務省自治財政局「平成26年度地方財政対策の概要」	「公共施設等の相同的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進」として、地方公共団体に <b>「公共施設等総合管理計画」</b> の作成を要請。計画に基づく公共施設等の除却について地方債の特例措置を創設（300億円計上）。
H26. 1. 24	総務省自治財政局財政課「平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」	各地方公共団体において、別途発出する通知等を踏まえ「公共施設等総合管理計画」を作成するよう要請。
H26. 4. 22	総務省自治財政局財務調査課長 <b>「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針の策定について」</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載すべき事項…施設の現状、施設全体及び施設類型ごとの基本方針（補修、改修、更新、長寿命化、統廃合等）</li> <li>・留意事項…数値目標の設定、広域的検討等</li> <li>・「公共施設等総合管理計画」は、インフラ長寿命化に係る「行動計画」に該当。</li> </ul>

この「公共施設白書」は、公共施設の更新優先順位や再配置計画を検討するためのデータブックとして位置付けられますが、道路・橋りょう等の「土木構造物（狭義のインフラ）」等を含めているかどうかや将来的な更新費用予測の記載の有無など、地方公共団体間で内容に相違があります。また、「公共施設白書」の作成を含めた取組全体の名称についても、

「ファシリティマネジメント」「アセットマネジメント」等、各地方公共団体の方針に応じ、さまざまな呼び方がされている状況です。

表2 「公共施設白書」作成状況（平成26年3月現在）

年度	作成件数	うち				
		都道府県	市	区	町	村
平成13年度	2	0	1	1	0	0
平成14年度	0	0	0	0	0	0
平成15年度	0	0	0	0	0	0
平成16年度	1	0	0	1	0	0
平成17年度	3	1	0	2	0	0
平成18年度	1	1	0	0	0	0
平成19年度	3	0	2	1	0	0
平成20年度	7	0	6	0	1	0
平成21年度	8	0	7	1	0	0
平成22年度	11	3	7	1	0	0
平成23年度	31	3	24	3	1	0
平成24年度	40	0	39	0	1	0
平成25年度	30	0	26	4	0	0
計	137	8	112	14	3	0

（特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会ホームページ掲載記事を基に集計）

## ②国による調査結果等を踏まえた今後の動向

国では、総務省が111の地方公共団体を対象とした「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査」の結果を平成24年3月に公表しました。それによると、市区町村が現在保有する公共施設及びインフラ資産を建設・整備した年度からそれぞれ設定された耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定した場合、今後40年間における1年当たりの更新費用の試算額は、近年における既存の公共施設及びインフラ資産の更新・改修のための経費の1年当たりの額の約2.6倍となるとされています。

この調査結果に加え、平成26年4月に総務大臣から「公共施設等総合管理計画」の策定要請があったことに伴い、今後は各地方公共団体において公共施設に関する課題への対応に向けた取組がさらに加速するとともに、先進的に取り組んでいる地方公共団体においても、既に作成した「公共施設白書」等の見直しがされるものと思われます。

## (4) 島田市におけるこれまでの取組

### ①総合計画への位置付け

島田市では、まちづくりの総合的な指針となる「島田市総合計画（後期基本計画）」を平成25年度に策定し、「人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田」という「まちの将来像」の実現に向け、平成26年度

から平成29年度までの4年間で取り組むべき施策を明らかにしたところです。

この「島田市総合計画（後期基本計画）」では、「公共施設の整備と適正配置」を「施策の柱」の一つとして位置付けるとともに、「公共施設の利用状況や財政状況を考慮しながら、公共施設の効果的な更新や配置の方針を検討し、整備を行う」という「めざす姿（施策推進のための目指すべき方向性）」を示しています。

また、「島田市総合計画（後期基本計画）」の策定に際して実施した「市民意識調査」では、島田市の行政運営についての質問に対し「公共施設の効率的な活用」を望む回答が最も高くなっています。

## ②取組の準備において明らかとなった課題

「島田市総合計画（後期基本計画）」に掲げる「公共施設の整備と適正配置」を推進するための準備として、島田市では、平成25年度から、先行する他の地方公共団体の取組事例に関する情報収集などを通して、公共施設の管理運営の在り方に関する調査研究を進めてきました。

調査研究を進める過程において、島田市が所有する公共施設の老朽化が進行する状況の下、現在の公共施設の総量を維持しつつ市民の皆様将来にわたって安定的に行政サービスを提供し続けることは困難で、仮に計画的な取組を実施しなかった場合には将来世代が大きな負担を強いられる可能性がある、すなわち、これまでどおりの考え方ではいずれ財政的に行き詰まってしまう可能性が高いことが明らかとなりました。

また、市が所有する公共施設に関するデータが一元化されていないことに加え、データの整理、更新等の作業が全庁共通の制度として確立されていないため、公共施設の全体像をデータに基づき正確に把握することが現状では困難であるといった事務処理上の問題も顕在化しました。

そこで、公共施設に関するこれらの課題を解決し、もって「まちの将来像」を実現するための一連の取組として、平成26年度から「島田市公共施設マネジメント」を本格的にスタートさせることとしました。

## (5) 策定趣旨

この「島田市公共施設マネジメントの取組の推進に関する基本的な考え方」は、「島田市公共施設マネジメント」の取組のスタートに当たり、島田市の公共施設に関する現状と課題を踏まえつつ、市を挙げて計画的に取組を推進する上で明らかにすべき「取組全般にわたる基本的な方向性」を示すために策定するものです。

## 2 島田市の公共施設の現状及び将来予測

### (1) 現状の把握

公共施設の管理運営の在り方に関する調査研究の第一段階として、いわゆるハコモノ（公共建築物）を対象に、台帳の整備状況等を調査しました。

平成24年度一般会計決算書によると、同年度末現在、島田市が所有する公共建築物のうち行政財産に区分されるものの延面積は、約31万㎡となっています。

これらの内訳について、管財課が所管する「公有財産台帳」により調べたところ、施設数は301、棟数は660あることが分かりました。また、用途別の面積割合は学校が約15万㎡と全体の半分近くを占めており、建築後の経過年数別の面積割合は建築後25年から35年を経過したものが全体の約35%を占めていることが分かりました。

ただし、これらの数値は一般会計分の公共建築物の数値です。公共建築物の全体像を把握するためには、企業会計（水道事業及び病院事業）分の公共建築物を含める必要がありますが、これらのデータは公有財産台帳に含まれていないため、今後は全庁的なデータの一元化を進める必要があります。

図1 公共建築物（一般会計分）用途別面積割合

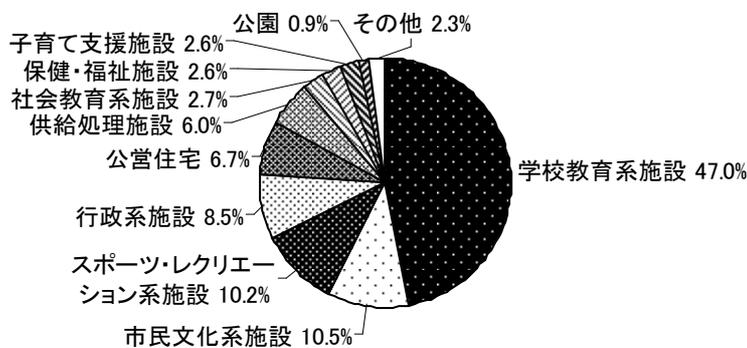
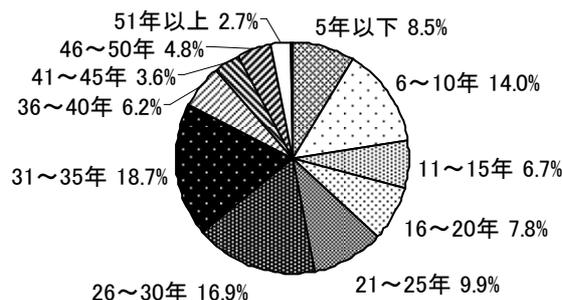


図2 公共建築物（一般会計分）建築後経過年数別面積割合



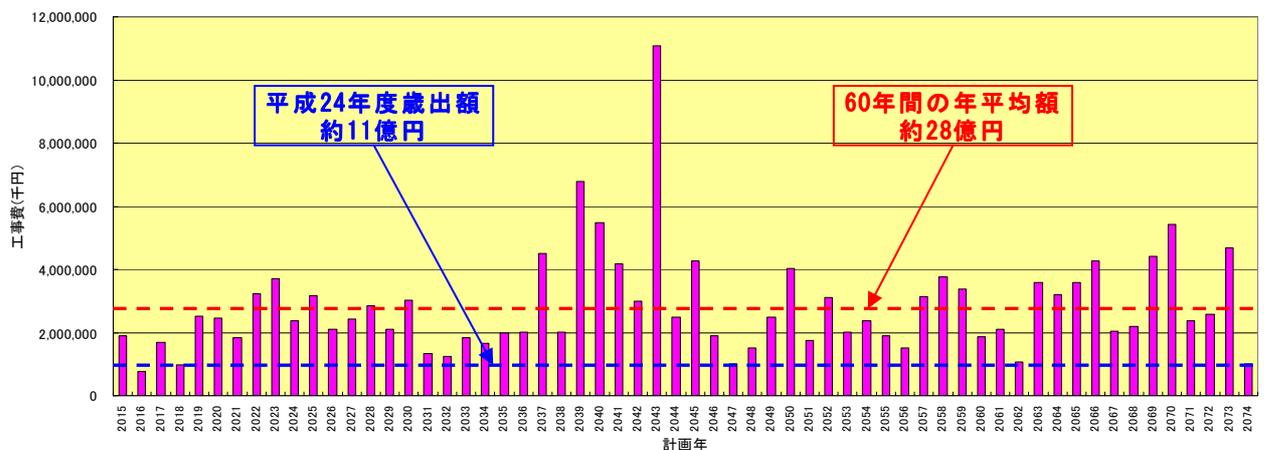
## (2) 修繕・更新費用等の見込み

次に、一般会計分の公共建築物に関するデータを基に、これらを現状のまま保持し続けた場合、修繕や更新にどのくらいの費用が必要となるのかについて、建物の延面積が大きいもの上位200件を対象として、一定の条件設定の下で試算しました。

その結果、平成50（2038）年から平成60（2048）年頃に建物の修繕や更新に係る費用の額がピークを迎えることが分かりました。これは、現段階で建築後25年から35年を経過している公共建築物の耐用年数が経過する時期と一致します。また、これらの費用の年平均額を期間別に算出したところ、平成27（2015）年度からの10年間では約21億円、60年間では約28億円となり、平成24年度一般会計決算における施設の修繕や更新に係る歳出額（約11億円）を大きく上回ることが明らかになりました。

この数値はあくまでも試算であるため、全ての施設を対象として、より詳細なデータと条件設定の下で計算する必要がありますが、少なくとも、現状のまま公共建築物を保持し続けることが財政運営上困難となる可能性があることは想定できます。

図3 公共建築物（一般会計分）修繕・更新費用試算結果



《条件設定》

	部位	工事周期(年数)			工事単価(千円:㎡あたり)		
		補修年	改修年	改築年	補修単価	改修単価	改築単価
1	躯体	-	-	60	-	-	300.0
2	外部	15	30	-	8.4	33.6	-
3	内部	20	40	-	15.6	62.4	-
4	電気	15	30	-	7.5	30.0	-
5	給排水	15	30	-	10.4	41.4	-
6	空調	10	20	-	4.7	18.6	-

(株式会社三菱総合研究所から提供されたソフトを用いて試算)

また、公共施設を取り巻く状況として、財政運営面ではいわゆる「義務的経費」の割合が増加する傾向にあり、公共施設の修繕や更新に充てることができる財源の確保が困難となりつつあること、公共施設の需要を左右

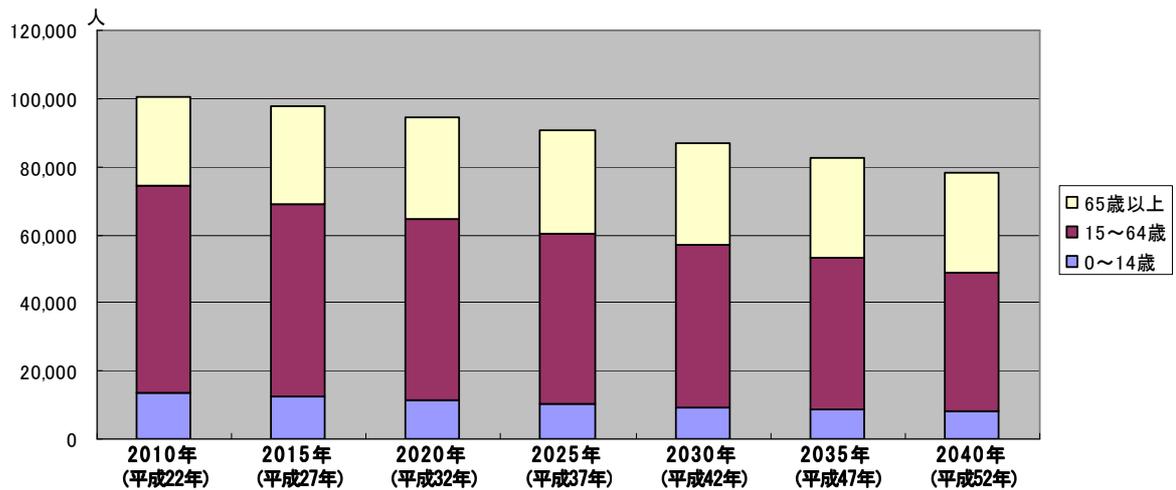
する人口の予測については、全体として減少傾向にある中で65歳以上人口は割合だけでなく実数も増加すると見込まれていることが分かりました。

図4 市の歳出に係る主要部門の割合の推移



(「島田市の財務書類」(平成20年度～平成24年度)を基に作成)

図5 島田市の人口予測



《年齢層別割合の比較》

(単位:%)

区分	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
島田市	65～	25.7	29.3	31.8	33.3	34.4	37.5
	15～64	60.8	57.7	56.0	55.3	54.8	51.9
	0～14	13.5	13.0	12.2	11.4	10.8	10.7
全国	65～	23.0	26.8	29.1	30.3	31.6	33.4
	15～64	63.8	60.7	59.2	58.7	58.1	56.6
	0～14	13.1	12.5	11.7	11.0	10.3	10.0

(「島田市の人口予測(国立社会保障・人口問題研究所HP)」を基に作成)

### 3 「島田市公共施設マネジメント」の概要

島田市では、これらの状況を踏まえ、次のとおり取組を進めます。

#### (1) 目的

老朽化が進行する公共施設の更新・統廃合・長寿命化を、個々の公共施設の評価に基づき、長期的な視点をもって計画的に行うことにより、将来にわたり島田市の財政の健全な運営を確保しつつ、「まちづくり」の視点から公共施設全体の最適な配置を実現することを目指します。

#### (2) 対象となる公共施設及び事業

島田市が所有する公共施設には、「公共建築物」の他、道路・橋りょう等の「土木構造物（狭義のインフラ）」、上水道・下水道等の「公営企業の施設」、廃棄物処理場等の「プラント系施設」等があります。

この取組においては、総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の内容を踏まえ、これら全てを対象とします。したがって、今後、「島田市公共施設マネジメント」の取組の一環として位置付けがされていない公共施設の更新・統廃合・長寿命化に関する事業は、利用者の当面の安全確保のため応急的に実施する措置で必要やむを得ないと認められるものを除き、原則として実施しないこととします。

ただし、既に個別に策定された長寿命化に関する計画に基づき事業が開始されているものについては、事業継続の必要性を考慮し、後述する取組によりその計画が「島田市公共施設マネジメント」の取組の一環として位置付けられる前であっても、引き続き事業を実施することとします。

#### (3) 取組の柱 ～5つの行動指針～

この取組は、次の5つの行動指針に沿って推進することとします。

##### ①「調べる」 ～公共施設実態調査の実施～

「公有財産台帳」の整備状況の確認を通して、島田市の公共施設の数量、建築された時期等の基本的事項に関するデータを整理します。

また、公共施設を評価する上で必要となる基礎的データとして、老朽化の状況、利用状況、維持管理や修繕に要した費用の状況等に関するデータを収集します。

さらに、建物の劣化状態等の詳細な調査や施設所管課及び利用者へのアンケートなどの結果を基に、各公共施設の「カルテ」を作成し、具体的な計画を策定する上で必要な「評価」のための基礎的なデータを整備しま

す。

## ②「知らせる」 ～「（仮称）島田市公共施設白書」の作成～

公共施設に関する情報を、用途別、地区別等に分類整理し、個々の公共施設の状況を明らかにします。

併せて、総人口や年齢別人口、公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る経費やこれらに充当可能な財源等の中長期的な見込みも示します。

これらのデータをとりまとめて「（仮称）島田市公共施設白書」を作成することを通して、公共施設の「ありのままの姿」を、公共施設を取り巻く社会経済情勢とともに「見える化」し、市民と行政との情報共有を図ります。

また、各公共施設の「カルテ」を公表することを通して、個々の公共施設の状態も明らかにします。

さらに、取組の必要性に関する啓発を図るため、取組全般の進行状況について庁内外に向け広く周知させるよう努めます。

## ③「検討する」 ～「公共施設等総合管理計画」の策定～

「見える化」された情報を基に、総人口や年齢別人口の見込みから公共施設に対しどの程度の需要が予測されるのかや、充当可能な財源の見込みから公共施設の維持管理・修繕・更新等がどの程度できるのかといった長期的な展望（50～60年程度の見通し）を明らかにします。

その上で、公共施設の数量の適正化に向けた更新・統廃合・長寿命化等の実施に関する基本的な方針について、総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえつつ検討し、島田市の「公共施設等総合管理計画」として策定します。

## ④「計画する」 ～「推進計画」の策定～

基本的な方針に沿って公共施設の数量の適正化を推進するため、建物の劣化状態等に関する詳細な調査を基に作成された各公共施設の「カルテ」により各公共施設を評価し、これに基づいて、おおむね10年を1期とする「公共施設の更新・統廃合・長寿命化の実施に関する総合的かつ具体的な計画（推進計画）」を定めます。

「推進計画」の策定に当たっては、中期財政計画との整合性を図るとともに、あるべき行政サービスの水準や公民連携による公共施設の管理運営手法等も念頭に置きながら、できる限り具体的な計画となるよう努めます。また、まちづくりに関する施策との連携を図りつつ、機能の複合化や統廃合による公共施設の再配置も視野に入れ、市民の合意形成に最大限配慮しながら公共施設の整備の推進を図ります。

公共施設の整備が段階を踏んで適正に実施されるよう、「推進計画」はおおむね10年ごとに見直しを行うこととします。

⑤「整備する」

各施設を所管する部署において、公共施設の整備を「推進計画」に沿って順次実施します。

実施に当たっては、公共施設の適正な配置を実現するため、「島田市公共施設マネジメント」の取組を総括する部署において「推進計画」との整合性を審査するものとします。

## 4 取組の推進に当たり留意すべき事項

### (1) 課題のある公共施設について

「島田市公共施設マネジメント」の取組は、「全体最適の実現」というこの取組の目的に照らし、全ての公共施設を対象とし、例外を設けないこととします。したがって、公共施設の更新・統廃合・長寿命化はもとより、新設も含め全てこの取組の下で長期的な視点をもって計画的に実施されることとなります。

しかし、現に個別具体的な課題を抱える公共施設があることや国の動向等も踏まえ、次の点に留意しながら進めます。

#### ① 現在供用を停止している公共施設について

島田市民会館は、老朽化に伴い耐震性に関して懸念される状況に至ったことから、平成25年6月から8月にかけて耐震診断調査を実施したところ、耐震性能が劣る建物（倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される建物）に分類されることが明らかになり、同年10月1日から「休館」として供用を停止しています。

このため、用途が類似した他の施設（島田市民総合施設プラザおおるり等）の利用や管理運営に影響が及んでおり、島田市民会館が持っていた機能をどのように再生するのかについて早急に検討しなければなりません。

したがって、島田市民会館及びこれに関係する施設（用途が類似した施設及び近隣の施設）については、「島田市公共施設マネジメント」の行動指針に沿った取組を特に先行して進め、これらに関する計画の早期策定に努めます。

#### ② 既に新設に向け検討が進められている公共施設について

市立島田市民病院は、耐震性や老朽化に関し課題があることから、以前からその在り方が検討されてきましたが、「新市立島田病院建設基本構想」を平成26年度中に策定し、平成32年度の開院に向け検討を進めているところです。

同病院の更新については、島田市及び志太榛原地域における医療提供体制の整備等の視点から専門的に検討する必要があることや、公営企業として独立性を有することなどを考慮し、これまでの検討の経緯を最大限尊重しつつ「島田市公共施設マネジメント」の取組に位置付けていくこととします。

#### ③ 土木構造物（狭義のインフラ）等について

土木構造物のうち橋りょう及び公園施設と、プラント系施設のうち浄化センターについては、既に「長寿命化計画」が策定され、計画に基づき一

部の事業が開始されています。また、土木構造物、公営企業の施設（上水道・下水道）及びプラント系施設の大部分は、長寿命化等に関する全体的な取組方針をこれから策定することとなります。

「島田市公共施設マネジメント」の取組では、これらの公共施設も対象として「公共施設等総合管理計画」を策定することとなります。このため、既に策定された「長寿命化計画」については、全体計画となる「公共施設等総合管理計画」に基づく「公共施設の更新・統廃合・長寿命化の実施に関する総合的かつ具体的な計画（推進計画）」の一部として位置付け、全体的な整合性に配慮しつつ、必要に応じ見直しを図ることとします。

## (2) 新地方公会計制度との連動について

これまで、「ヒト・モノ・カネ」という「経営資源」のうち「モノ」に関してのみ全庁的な管理運営の仕組みが構築されていませんでした。

しかし、外部への分かりやすい財務情報の開示を目的とした「新地方公会計制度」の整備が進められたことにより、「資産（ストック）」の価値に関する情報の一元的な整備を通して財務の状況をよりの確に把握することが必要となりました。

総務省が開催する「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が平成26年4月30日にとりまとめた報告書では、公共施設マネジメントへの活用も視野に入れた「固定資産台帳」の整備について言及しています。

このことを踏まえ、公共施設の全庁的な管理運営を目指す「島田市公共施設マネジメント」の取組を「新地方公会計制度」における「固定資産台帳」の整備と連携して推進することにより、財政運営のさらなる健全化の促進に資することを目指します。

## (3) 広域的な取組について

総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」では、各地方公共団体が公共施設等総合管理計画を策定するに当たっての留意事項として、「市区町村域を超えた広域的な検討」を掲げています。このことを踏まえ、焼津市及び藤枝市と連携して公共施設マネジメントの取組を推進します。

具体的な取組として、平成26年度には、各市の関係部署とともに「志太広域公共施設マネジメント協議会」を設置します。協議会では、各市が共通の条件の下で公共施設に関するデータベースを構築し、各市の公共施設を比較分析するとともに、広域的に検討すべき公共施設の課題や今後の方向性推進体制の在り方等に関する検討を通して、広域的な取り組みについて調査研究を進めます。

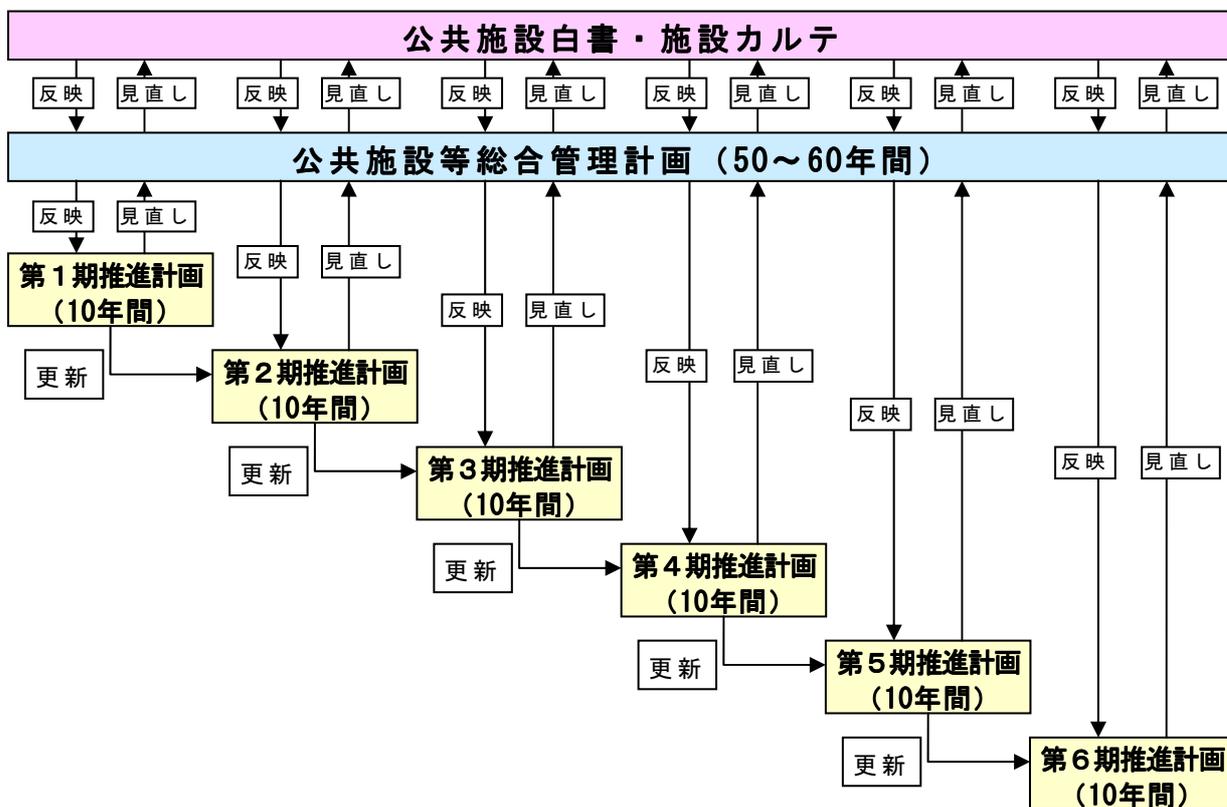
## 5 スケジュール

「島田市公共施設マネジメント」全般にわたる取組スケジュールは、おおむね次のとおりとします。ただし、進捗状況に応じ必要な見直しを図るものとします。

### (1) 短期スケジュール

行動指針	平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度以降
	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	
調べる	公共施設実態調査				公共施設現況調査 (劣化状態の診断・施設所管課及び利用者へのアンケート等)												
知らせる	公共施設白書作成				公共施設白書公表・内容更新												
					施設カルテ作成								施設カルテ公表・内容更新				
	広報紙・庁内報等による周知																
検討する	公共施設等総合管理計画策定				公共施設等総合管理計画公表・内容更新												
計画する	第1期推進計画策定																
整備する	推進計画に基づき公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を実施																

### (2) 長期スケジュール



**島田市公共施設マネジメントの取組の推進に関する基本的な考え方**

発行：島田市

編集：島田市企画部企画課

発行年月：平成26年8月